

「株式会社」の農地取得 解禁」報道を解説する

6月1日の読売新聞一面トップに、「株式会社」の農地取得解禁」の特ダネ記事がデカデカと出ていた。サブ見出しには、「政府検討戦後農政を転換」、「大規模経営に道」との字が踊っていた。これが本筋なら、それこそ新聞のサブ見出しの通りに戦後農政の一大転換点となる出来事である。



農業評論家
土門 剛

どもん たけし/1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。「省益に走った農水官僚の100日」(中央公論94年3月)、「食管死守で焼け太る農水官僚」(This is 読売94年3月)、「懸案見送られた食管改革」(同94年7月)、「食管制度のあり方に関する調査懇談会」(エコノミスト94年8月)など、農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆。主な著書に、94年1月「農林中金の憂鬱」(日経フィナンシャル94)、93年10月「市場開放決断の日」(日本経済新聞)、92年11月「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、「穀物メジャー」(共著/家の光協会)、「東京をどうする、日本をどうする」(通産省八幡和男氏と共著/講談社)、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」(東洋経済新報社)など。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。

■そんな事実はありません

筆者は、この記事が出た日の午後、たまたま農水省にいた。農地の担当課には、地方農政局からの事実確認の電話が入っていたが、対応に出た担当者「そんな事実はありません」と答えるのがやっとだった。

でもちよつと待つて欲しい。クラブ詰めの記事が勝手に記事を書くものか。記者クラブには1、2年しか在籍しない。そんな記者が農政大転換につながるような記事を書きわけない。農水省幹部が、新聞記者に

「くして書かせたとみるべきだ。それも何かの目的があつてのことだと思つた。」

しかもである。農水省官房を中心に進めている農業基本法の改正作業では、本問題が焦点の1つとなつていて、農業団体と産業界が解禁の是非をめぐる議論が続いている、そんな最中である。そのタイミングといい、何かワケありの特ダネであることは間違いない。農水省が、農政大改革に踏み切るべくアドバルーンを上げてきたのか。それとも新聞記者が作り出した特ダネなのか。その真意はまだまだ不明だ。

■賛否両論

その前に株式会社の農地所得解禁について簡単に整理しておこう。

農地法第2条は、株式会社の農地所有を原則禁止している。

まずは反対論。「自然を相手とする農業には株式会社はなじまない。あくまで家族農業が基本。株式会社に農地所有を認めれば、農村社会が成り立たなくなる」。「株式会社に農地所有を認めれば、総合商社など大資本が農地を買い占め、農業以外の目的に使つたり、あるいはリゾート用地などに転売してしまう。従つて株式会社に農地の所有



ときには、真つ先に差し出す担保は農地である。ただ株式会社である銀行は、農地担保に農家にカネを貸すことにはできないのだ。株式会社の農地取得は禁止されている。従って銀行は農地を担保に融資はできないのだ。

それはなぜか。もし農家が返済不能に陥って、銀行がその担保をとろうとしても、所有権は移せない。株式会社の農地所有は禁止されているからだ。その結果、農協は農家の営農向け融資を独占できるわけだ。

資金調達に道

農業団体が、いかなる屁理屈をつけてでも株式会社の農地所有に反対する本音は、どうやらこの辺にありそうだ。本誌の愛読者は、こんな屁理屈に迷わされてはいけない。プロの専業農業経営者は、株式会社の農地所有に賛成した方が絶対にメリットがあるのだ。これから規模拡大（いまはちよつと状況は悪いが、いずれその時代はきつとくる）が必要となり、農地を取得したり、あるいは設備投資が必要になって、その資金を調達しようとするれば、絶対に株式会社の農地所有はプロ農業者にプラスになるはずだ。

それならば農業団体が、株式会社に
よる農地所有に反対する真の原因はい
つたい何だろうか。ズバリ、農協が独
占する農家向け営農関連融資が民間金
融機関に浸食されるのを恐れているこ
とだ。これは筆者の見解だ。
農家が、金融機関からカネを借りる

することもできる。その場合の出資者は、商社であつたり農協であつたりしてもよいのだ。いい農業者には農協が出資する。出資すれば、農業者は農協から資材を購入したり、あるいは農協に農産物を出荷したりするようになるかもしれない。農業者、農協の双方にパートナー・シップができて、両者の競争的共存関係が生まれるかもしれない。もつと深い反対理由もあるようだ。農業者が、株式会社形態で農業を展開すれば、経営意識が根付き、当然、生産と流通の両面でコスト意識も出てくる。そうなれば、無条件で農協利用とはいなくなる。農協離れが起きてくる。それに大企業がそうした農業者に出資して資本関係を持つことにより農業者を系列化してしまえば、農業団体はこれを恐れているのだ。

不良債権処理からも必要

さて本問題に対する農水省の対応だ。解禁反対の農業団体と、賛成の産業界の間でサンドイッチ状況である。株式会社農地所有解禁は、農政大改革に弾みをつけるためには必要不可欠な措置と認識しているものの、農業団体の猛抵抗を考えれば内部の議論を開始するのにはばかられる状態だ。

そこでパッと観測気球をあげたのが、読売紙ヘリクすることだった。役人がよく使う手だ。

「反応はどうだったのか。農業団体から反対の火の手がパッと上がった。高橋政行事務次官は、「そういう事実はない。食料・農業・農村基本問題調査会で検討中で、まだ白紙だ。調査会の賛否両論の意見に対応できるよう準備している」（6月2日付け日本農業新聞）と含みのある表現で読売報道を否定した。

含みとは、賛否両論のいずれにも対応するとコメントしたことだ。

最後に頑迷な農業団体に一つだけ注文をつけておこう。

農協は、農地担保に農家に融資をしているが、銀行がそうであるように、農協の農家向け融資も相当焦げ付いているはずだ。いずれ焦げつき債権の処理をやらねばならぬはずだ。ということは農地を処理することではないか。その農地はどうやって処理するのか。すべて農協が買い上げるのだろうか。あるいは国に買い上げてもらおうというのか。

厳しい転売規制をかけた上で株式会社に農地所有を認めれば、農地価格が上昇することも考えられ、引いては農協の不良債権処理はわずかも前進すると思うが…。